



金 沢 市 公 報

号外第5号の11

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
公営企業管理規程		金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程 (") 5
金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係公営企業管理規程の整理に関する規程 (企業総務課)	1	金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 5
金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (")	2	金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 (") 6
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (")	4	公営企業訓令甲
金沢市企業局職員職名規程等の一部を改正する規程 (")	5	金沢市企業局文書取扱規程 (企業総務課) 6
		企業職員の待機に関する規程の一部改正について (") 6
		金沢市上寺津ダム操作規程の一部改正について (") 6

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係公営企業管理規程の整理に関する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係公営企業管理規程の整理に関する規程

(企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和32年公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

第1条中「企業職員の給与に関する規程」を「金沢市企業局職員の給与に関する規程」に改める。

第2条中「企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和32年公営企業管理規程第8号)」を「金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市企業局職員の給与に関する規程

第1条中「企業職員」を「企業局の職員」に改める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第43条中「同条例施行規則」を「職員の給与に関する条例施行規則」に、「企業職員の給与に関する規程」を「金沢市企業局の職員の給与に関する規程」に改める。

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程（平成23年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	営業開発課	総務企画グループ リビングサービスグループ リビング営業第1グループ リビング営業第2グループ エネルギー営業グループ
建設部	建設課	庶務グループ 下水道管渠 ^{きよ} 第1グループ 下水道管渠第2グループ 下水道基本計画グループ 下水道管渠計画グループ ガス・水道計画グループ ガス・水道本支管改良グループ ガス・水道本支管受注グループ 庶務グループ 受託管理グループ ガス・水道修繕グループ 下水道修繕グループ
	維持管理課	定期保安グループ 供給保全グループ
	ガス保安対策室 南部維持管理センター	

を

	営業開発課	営業企画グループ リビングサービスグループ リビング営業グループ エネルギー営業グループ
建設部	建設課	庶務グループ 下水道管渠 ^{きよ} グループ 下水道基本計画グループ 下水道管渠計画グループ ガス・水道計画グループ ガス・水道本支管改良グループ ガス・水道本支管受注グループ ガス・水道基幹管路耐震化グループ
	維持管理課	庶務グループ 管路移設・情報グループ 下水道修繕グループ 点検整備グループ 修繕グループ
	ガス保安対策室	定期保安グループ 供給保全グループ

に

改め、同条第3項中「副局長」を「副局長及び次長」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 次長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。ただし、副局長を置かない場合にあっては、管理者を補佐し、所管の事務を掌理する。

第5条の表中「財団法人金沢市水道サービス公社」を「公益財団法人金沢市水道サービス公社」に改める。

第6条の表中

営業開発課	総務企画グループ	1 ガスの営業企画及び販売計画に関する事項 2 天然ガスの利用促進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	リビングサービスグループ	1 ガス器具の販売、取付け、改造及び修理に関する事項 2 南部ショールームの運営に関する事項 3 ガスの需要開発に関する事項（課長が定める営業対象者等に係るものに限る。）
	リビング営業第1グループ	1 ガスの需要開発に関する事項 （各グループは、課長が定める営業対象者等をそれぞれ対象とする。）
	リビング営業第2グループ	
	エネルギー営業グループ	

を

営業開発課	営業企画グループ	1 ガスの営業企画及び販売計画に関する事項 2 天然ガスの利用促進に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 南部ショールームの運営に関する事項 5 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	リビングサービスグループ	1 ガス器具の販売、取付け、改造及び修理に関する事項 2 ガスの需要開発に関する事項（課長が定める営業対象者等に係るものに限る。）
	リビング営業グループ	1 ガスの需要開発に関する事項 （各グループは、課長が定める営業対象者等をそれぞれ対象とする。）
	エネルギー営業グループ	

に

改める。

第7条を次のように改める。

（建設部の各課等の分掌事務）

第7条 建設部の各課等又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課等・グループ		分 掌 事 務
建設課	庶務グループ	1 下水道受益者負担金に関する事項 2 課の庶務に関する事項 3 部の所管事務で他課及び他グループに属しない事項
	下水道管渠グループ	1 下水道管渠の建設に関する事項
	下水道基本計画グループ	1 下水道施設の計画及び建設に関する事項 2 下水道台帳（下水道管渠に係るものを除く。）の調製及び保管に関する事項
	下水道管渠計画グループ	1 下水道管渠の計画及び改良に関する事項 2 下水道台帳（下水道管渠に係るものに限る。）の調製及び保管に関する事項 3 開発行為に係る協議及び指導に関する事項
	ガス・水道計画グループ	1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の計画及び建設に関する事項

		2 水道台帳の調製及び保管に関する事項
	ガス・水道本支管改良グループ	1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事を除く。）に関する事項
	ガス・水道本支管受注グループ	1 受注に伴う本支管工に関する事項 2 下水道管渠の工事に関連する新設及び支障移設に関する事項
	ガス・水道基幹管路耐震化グループ	1 ガス施設（ガス製造施設を除く。）及び水道施設（浄水施設を除く。）の改良（課長が定める主要な管路の耐震工事に限る。）に関する事項
維持管理課	庶務グループ	1 課の庶務に関する事項 2 他グループに属しない事項
	管路移設・情報グループ	1 ガス、水道及び下水道の管路移設等に係る受託工事の設計及び施行に関する事項 2 ガス、水道及び下水道の管路情報に関する事項 3 道路占用等の更新申請に関する事項
	下水道修繕グループ	1 下水道管渠の維持管理に関する事項 2 下水道に係る他工事の指導、監督及び立会いに関する事項 3 下水道管渠に係る長寿命化に関する事項
ガス・水道修繕センター	点検整備グループ	1 ガス及び水道の本支管並びにこれに附帯する設備（浄水施設、配水施設、ガス製造施設及び整圧器室に係るものを除く。）の維持管理に関する事項 2 ガス及び水道に係る他工事の指導及び監督に関する事項
	修繕グループ	1 ガス及び水道の修繕工に関する事項 2 ガス及び水道に係る他工事の立会いに関する事項
ガス保安対策室	定期保安グループ	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項に限る。）
	供給保全グループ	1 ガスの供給に伴う危険の発生の防止に関する事項（消費機器に係る周知、調査、指導、改良及び取替に関する事項を除く。） 2 ガス工作物（ガス製造施設及び特定製造所に係るものを除く。以下この表において同じ。）の保安計画の策定及び調整に関する事項 3 ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関する事項 4 ガスの保安に係る教育及び訓練（職員の研修に関するものを除く。）に関する事項 5 ガスの漏えい及び導管事故等に対する措置（修繕工事を除く。）に関する事項 6 中圧導管の電気防食設備及び整圧器室等の維持管理に関する事項 7 経年埋設内管に係る周知、調査及び改善に関する事項

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「、副局長」を「副局長、副局長を置かず次長を置く場合にあつては次長」に改める。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、南部維持管理センター所長」を削る。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局職員職名規程等の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員職名規程の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員職名規程(昭和28年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副局長」を「副局長 次長」に改める。

(金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(昭和32年公営企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項及び8級の項中「副局長」の次に「、次長」を加え、同表9級の項中「副局長」の次に「及び次長」を加える。

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第3条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「副局長」の次に「、次長」を加える。

(金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 金沢市企業局職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

職	区 分	
副局長(管理者が定める副局長を除く。)	1種	を
副局長(管理者が定める副局長に限る。) 部長 その他の担当部長	2種	

職	区 分	
副局長(管理者が定める副局長を除く。) 次長(管理者が定める次長を除く。)	1種	に
副局長(管理者が定める副局長に限る。) 次長(管理者が定める次長に限る。)	2種	
部長 その他の担当部長		

改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則の特例に関する規則(昭和47年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「南部維持管理センター」を「南部ショールーム」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「前条第1項」を「第30条第1項」に改める。

第83条の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる督促に使用する書類には、発行する日から15日以内において指定納期限を定めておかなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第9号

金沢市ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「ガス保安対策室」を「ガス・水道修繕センター」に、「南部維持管理センター」を「ガス保安対策室」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市企業局文書取扱規程を次のように定める。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

金沢市企業局文書取扱規程

金沢市企業局における文書の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、金沢市文書取扱規程（平成3年訓令甲第4号）の例による。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

企業職員の待機に関する規程（昭和48年公営企業訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

題名を次のように改める。

金沢市企業局職員の待機に関する規程

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市公営企業訓令甲第3号

企 業 局

金沢市上寺津ダム操作規程（昭和50年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

第5条及び第6条中「石川県加賀地方」を「金沢市」に改める。

平成25年(2013年)3月29日 印刷
平成25年(2013年)3月29日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄